

東京都「建築設備定期検査のための実務講習会」2026における質問及び回答

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
講習事業部

令和8年6月18日から7月8日に開催した標記講習会に寄せられた質問について、以下のとおり回答いたします。

なお、次の方針により回答しています。

1. 同じ趣旨の質問は整理し、回答しています。
2. 東京都における建築設備定期検査を実施するうえで、参考となる質問について回答しています。
3. 質問および回答欄に記している略称は、次のとおりです。

センター：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

No.	質 問	回 答
1	非常用の照明装置の照明器具について、蛍光灯を使用している場合は、LEDランプに交換する必要がありますか。	非常用の照明装置の照明器具については、建設省告示第1830号第1に、白熱灯、蛍光灯、LEDランプのいずれかとしなければならないと規定されています。これにより、直ちにLEDに交換する必要はありません。 なお、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により、一般照明用の蛍光灯は2027年末までに製造・輸出入が禁止になるため、非常用の照明装置についても、ランプ等の寿命を考慮し、計画的に更新することが推奨されます。
2	「オンライン提出システムの利用方法」の科目は、今後、公開されますか。	令和8年10月頃に、センターのホームページにて公開する予定です。
3	報告書の提出は、今後、すべてオンラインとなり、紙による提出はできなくなるのですか。 また、オンラインによる提出の利点があれば教えてください。	現段階では、紙による提出と併存することになります。 オンライン報告は、時間にとらわれずに提出できること、窓口での待ち時間ないことなどの利点もありますので、ご活用ください。